



歯医者さんに聞いてみよう！！

～ 第1回 子どものお口について～



保健福祉課で実施している母親教室では様々な質問があげられます。その中で質問の多かったものを全3回にわたり紹介します。質問にお答えいただいたのは、日高町立日高歯科診療所、中本政美先生です。

- Q 子どもが歯ブラシを嫌がります。どうしたら良いのでしょうか。
- A 歯磨きを初めから嫌がらずにできる子は少ないので、まずは習慣づけることが必要です。毎日欠かさずに行うこと、歯を磨くことよりも初めは、歯ブラシを口の中に入れることに慣れさせることから始めるようにしましょう。
- Q 子どもの歯の生え方、生える時期が他の子どもと比べて違う気がしますが大丈夫でしょうか。
- A 大まかな歯の萌出部位、萌出時期（歯の出る順番や年齢）は学術的には示されています。しかし、あくまでもそれは目安で、子どもの身体（肉体的）な成長のスピードと同じように個人差があります。気にしなくてもよいことが多いのですが、ご心配であれば、かかりつけの歯科医院で診察を受けることをお勧めします。
- Q 町内の歯科医院では子どもはどこで診てもらえますか。
- A 子どもの治療に関しては、町内いずれの歯科医院でも対応は可能です。身近なかかりつけ医を見つけ受診してみてください。
- Q 大人の虫歯は子どもにうつるのですか。
- A 虫歯そのものが移ることはありません。しかし、知っていただきたいことは、虫歯は口の中の細菌が原因でできるということです。大人が食べたスプーンなどで、子どもに口移しをすると虫歯菌を子どもに感染させる恐れがあります。そのため、親に虫歯が多いと子どもの虫歯リスクは高くなると考えられます。

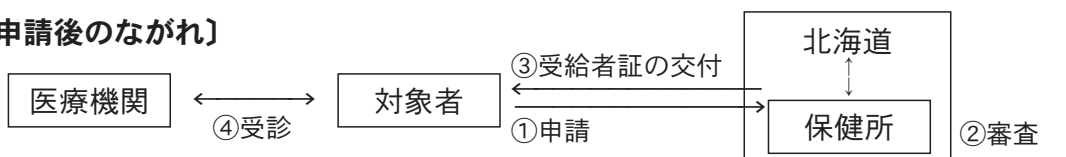
インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療 に対する医療費助成について

「B型又はC型肝炎のインターフェロン治療」及び「B型肝炎に対する核酸アナログ製剤治療」について、世帯の所得に応じて、月当たりの医療費が軽減されます。

以下の書類が必要となりますので、詳しくは北海道又は静内保健所（日高振興局保健環境部静内地域保健室 電話：0146-42-0251）にお問い合わせください。

- ①肝炎治療（インターフェロン治療又は核酸アナログ製剤治療）受給証交付申請書
- ②医師の診断書（発行：かかりつけ医等）
- ③対象となる方の氏名が記載された被保険者証等の写し（発行：各保険者）
- ④対象となる方の属する世帯全員について記載のある住民票の写し
- ⑤市町村民税課税年額を証明する書類（発行：日高町）

【申請後のながれ】



【平成22年度からの変更点】

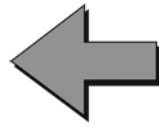
1. 自己負担限度額を引き上げました。
自己負担限度額が、原則1万円（上位所得世帯は2万円）となります。
2. 助成対象医療に核酸アナログ製剤を追加しました。
従来のインターフェロン治療に加え、核酸アナログ製剤治療も助成の対象となります。
3. 2回目のインターフェロン治療助成を開始しました。
インターフェロン治療において、医学的に効果が高いと認められる方は、2回目の制度利用が可能となります。

「住宅用火災警報器」の設置はお済みですか？

すでに、新聞・テレビなどでお知らせされていますが、消防法が改正され各市町村の火災予防条例によって、すべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。

～いつから義務化になるの？～

- ◎新築住宅は平成18年6月1日から
- ◎既存住宅は平成23年6月1日から



設置義務化まで 1年を切りました！



～なぜ義務化になったの？～

住宅火災で亡くなった人のうち、7割の人が「逃げ遅れ」が原因で命を落としています。また、「逃げ遅れ」が多い理由として、火災が夜間就寝中に発生している例が多いことも原因となっています。

こういった犠牲者の何割かは、火災警報器によって、早めに火災の発生を知り助かった可能性があったのです。なかでも高齢者は、火災で亡くなった方のおよそ6割を占めているのが現状です。

～どこに設置するの？～

取り付ける場所は、「寝室」と寝室が2階などの場合は「階段」にも設置が必要です。(煙感知器)

取り付ける数は、家の階数、部屋数で異なります。

また、義務ではありませんが、安心のために「台所」への設置もおすすめします。(熱感知器)

※感知器は日本消防検定協会マーク付きのものをお選び下さい。



悪質な訪問販売や点検にご注意下さい！

住宅用火災警報器や消火器を対象とした、悪質な訪問販売や点検が急増しています。被害に遭わないよう次の点にご注意願います。

- ① 既存住宅の住宅用火災警報器の設置義務化は、条例で定める日から適用となります。(罰則はありません。)
- ② 住宅用火災警報器は、町内の取扱い販売店もしくはホームセンター等で容易に購入できます。なお、消防署や日高町役場では販売していません。
- ③ 住宅用火災警報器は、個人でも容易に取り付けが可能であるが、設置を業者に依頼する場合は、事前に見積を取るなど納得の上で設置を依頼すること。
- ④ 火災警報器の訪問販売は、「特定商取引に関する法律」に基づくクーリング・オフ制度の対象であり、一定期間は契約の解除が認められています。

☆☆☆「怪しい」と感じたら、その場で断ること！絶対に即決・契約をしないこと！☆☆☆



設置に関するご相談は・・・

消防署予防課予防係 (TEL 01456-2-1521)

日高支署予防係 (TEL 01457-6-2244)

※日高町ホームページにも掲載しています。